

## 町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第18条 平成15年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第18条 平成15年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。</p>

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、現在実施している都市計画税の税率の軽減措置を延長することにより、引き続き納税者の税負担の軽減を図るものである。